

## 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 5月 1日～ 令和8年 4月30日までの 5年間

2. 内容

目標1：女性職員の育児休業の取得率を80%以上とする。また、計画期間中に男性職員が1人以上育児休業を取得する。

<対策>

- 令和3年 5月～ 育児休業制度について、職員に周知を行い、制度への理解を深め、利用を促す。

目標2：計画期間内に年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均年間7日以上とする。

<対策>

- 令和3年 5月～ 年次有給休暇の取得日数向上のために内部の連絡網を活用して職員への周知・啓発活動を行う。
- 令和4年 5月～ 職員の年次有給休暇の取得状況を確認して、取得日数向上のために改善を行っていく。

当法人の係長級にある者に占める女性労働者の割合

18人中15人で83%